開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第３号により進めてまいります。

────────────────────────────────────────────

◎認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第１、認定第１号　平成29年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

　　本件に関し、決算特別委員長のご報告を求めます。

　　委員長。

〔決算特別委員長　亀田利美君登壇〕

○決算特別委員長（亀田利美君）　おはようございます。

　　認定第１号　平成29年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関する報告書。

　　１、決算の内容。

　　（１）一般会計について。

　　平成29年度小坂町一般会計歳入歳出決算は歳入総額48億4,315万3,371円、歳出総額47億2,179万4,527円であり、歳入歳出差引額は１億2,135万8,844円であります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源707万2,000円を除いた実質収支額は１億1,428万6,844円であります。

　　歳入では、調定額48億9,312万8,639円に対して4,540万5,376円（0.9％）の収入未済額が生じたほか、456万9,892円（0.1％）を不納欠損として処理しております。

　　歳出決算においては5,860万5,473円の不用額を生じていますが、その主なものは、２款総務費1,179万8,198円、３款民生費1,391万864円、４款衛生費584万6,185円、８款土木費703万547円、10款教育費1,075万2,237円などで、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

　　歳入の収納状況は、調定額に対する収入率で99.0％（前年度98.8％）となっております。

　　歳出の執行状況は、執行率で98.8％（前年度98.4％）となっております。

　　（２）特別会計について。

　　９の特別会計の状況は次のとおりであります。

　　国民健康保険特別会計決算は、歳入総額７億7,766万3,600円、歳出総額７億3,916万5,151円で、差引額は3,849万8,449円となっております。なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は8,293万8,412円となっております。

　　後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額7,417万4,854円、歳出総額7,416万2,554円で、差引額は１万2,300円となっております。

　　介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額７億6,661万1,562円、歳出総額７億5,162万3,725円で、差引額は1,498万7,837円となっております。

　　また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額401万7,847円、歳出総額401万7,607円で、差引額は240円となっております。

　　歯科診療所特別会計決算は、歳入歳出総額とも6,012万9,827円で同額となっております。なお、歳入においては一般会計から1,979万8,288円を繰り入れております。

　　中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入歳出総額とも1,301万5,996円で同額となっております。なお、歳入においては一般会計から１万456円を繰り入れております。また、基金残高は4,259万6,497円となっております。

　　菅原ヤヱ奨学資金特別会計決算は、歳入歳出総額とも177万1,330円で同額となっております。なお、29年度の貸付対象者は３名であります。

　　文化基金特別会計決算は、歳入歳出総額とも95万7,100円で同額となっております。なお、基金残高は123万1,303円となっております。

　　下水道事業特別会計決算は、歳入総額２億7,716万7,109円、歳出総額２億7,551万7,109円で、差引額は165万円となっております。このうち、前年度繰越明許費繰越額が７万8,000円となっております。なお、歳入においては一般会計から１億980万1,773円を繰り入れております。

　　小坂財産区特別会計決算は、歳入総額333万2,231円、歳出総額265万7,817円で、差引額は67万4,414円となっております。

　　（３）水道事業について。

　　給水人口が4,830人（前年度4,556人）、総配水量が51万2,349㎥（前年度43万2,853㎥）となっております。建設工事は簡易水道事業から継続事業の簡易水道統合整備事業として砂子沢浄水場へ送水ポンプ設備の設置、野口地内への配水池の築造、野口地区への減圧弁の設置、既設添架管の撤去及び野口、若木立地区への各戸給水付帯工事を実施しております。

　　建設改良工事は細越地区の配水管の布設がえをし、また、古苦竹地区と中小坂地区に各１基消火栓を設置しております。

　　水道事業の収益的収支は事業収益２億6,095万9,822円、事業費用２億3,846万355円となっております。差引額2,249万9,467円となっております。

　　また、資本的収支は資本的収入１億7,081万1,800円、資本的支出３億193万8,099円で、差し引き１億3,112万6,299円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補塡しております。

　　２、議決の内容。

　　平成29年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性、硬直化を示す経常収支比率93.9％、実質公債費比率は14.0％、将来負担比率は122.1％となっております。このように、平成29年度一般会計の財政状況は、数値そのものに限って見れば健全な状態でありますが、今後も公債費の増加が見込まれることから、財政指標に留意し、しっかりとした事業計画を立て、将来を見据えた財政運営を図られたい。

　　各会計においても、諸支出の節減に努めながらおおむね計画的に執行されており、本決算は適正なものと認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　なお、審議の過程において述べられた意見のうち、特記すべき事項は次のとおりであります。

記

　　１、行財政運営に当たっては、事務事業の見直しを図りながら、町民の生活に根差した要望に積極的に応える姿勢で取り組まれたい。

　　２、体験農園やバイオマスタウンの推進に当たっては、持続的な事業の展開を図るためにも地域の特性を生かした事業の見直しを図られたい。

　　３、不用額は以前より改善されたが、事務や管理委託等については適当な時期に予算を精査をして、有効な予算の活用を図られたい。

　　４、町民の安全・安心のためにも、災害時に備えた公共施設の安全管理の徹底や、わかりやすい情報の発信に努められたい。

　　上記のとおり小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより認定第１号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

　　認定第１号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、本件は認定することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６６号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第２、議案第66号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　補正予算、基本的にこれは必要だというふうに思いますので、その立場で１点だけ。

　　衛生費で診療所費の補正を行ったと。これは歯科診療所の訪問診療を行うというための器具購入ということでございました。これは非常に金額のみならず、効果としては非常に大きいのではないかというふうに思っているわけでありますが、例えば、現在でも診療所に参りますと、施設入所者の方が車椅子で、わざわざ何人かで車に相乗りして来られます。これが施設へ今度医師が行くことになれば、これ本人のみならず、施設にとっても非常にこれは助かることだというふうに思いますし、この効果は非常にあるのではないかと。そのことで、施設本来ならば３回行きたいところを２回で我慢していたのが、３回という形での診療ができると。こういう意味では、非常に高齢者の健康維持にとってこの施策は非常にいいものだというふうに思いますが、当面はこれは主に施設入所者が多いと思いますが、いずれこれは個人、在宅の個人もその対象になっていくというふうに思います。実際に今の施設入所者で診療所にかかっている人数等は把握されておりますか。

○議長（目時重雄君）　福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君）　正式な人数については、現時点で資料のほう持ち込んでいませんので、お答えできないのですが、１カ月に二、三名程度の車いすでの患者さんは治療に来られているということについては把握はしてございます。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　ぜひそれは、最初はこの入所者が主な対象と思いますが、在宅の方にもこういう診療ができるのだということを、ぜひこれＰＲをしていただきたいというふうに思います。あわせて、これは決算審議のときにかかわってお願いしたわけでありますが、ぜひ、ただいわゆる患部の治療、診療だけではなくて、口腔ケアのほうにこの事業が拡大できるような支援を、ぜひ町としてとっていただきたいことをお願いをして終わります。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

　　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　それでは、二、三お尋ねをさせていただきたいと思います。

　　まず、総務費の４目財産管理費の11節需用費でありますが、総務課長の説明では、十和田小・中学校の電気代の不足が生じたということでの24万円の措置というふうに伺いましたが、これはどういうことか、もう少し中身をご説明いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　私のほうからご説明いたします。

　　十和田小・中学校に関しましては、ことしの４月から普通財産として総務課のほうの所管になっております。当初、教育委員会から町に移る段階で、当面使用がないだろうということで、電気につきましてはとめる予定で当初考えていました。それで東北電力さんと電気保安協会さんのほうとちょっと協議をしたところ、実は現在取りつけになっています高圧の機器につきまして、当初つけたときから更新はしておりません。なので、20年以上も経過していて、更新がまず必要だということがまず指示されました。もしとめるとすると、再開する場合はその機器の更新がなければ再開できないということを言われまして、まず今当面使う予定はないのですけれども、もし使うということになった場合は今の電気料、月約３万円ほどかかっておりますけれども、基本料金ですね、それではなくてもう莫大な何百万円という経費がかかるということが判明しましたので、当面、ことし１年につきましては電気は廃止しないで通電したままでの管理を行いたいということになりましたので、その不足分として、今回24万円の補正をさせていただきました。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　そうしますと、変圧器、キュービクルといいますか、それらの更新時期であって、それらを更新するには多額な経費を要するということから、今の状態を継続したほうが得であると、こういうことですね。わかりました。

　　それで上半期過ぎたわけですけれども、この建物の利活用については、この上半期ではどの程度利用されたのか。それから、今後また何かの行事予定があって、使いたいというふうな申し出みたいなのがあるのかどうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　今年度につきましては、６月に山開きの休憩場所として１度利用しております。あと上半期につきましては、きょうですね、きょう小坂小・中学校でキャンプを行っております。十和田湖で。それで、きょう体育館を使ってのレクリエーション交流という形の利用もされております。

　　あと今後につきましては、来月たばこ組合のほうで十和田湖地区の清掃をやるということで、その休憩場所としての利用の申し出も現在はございます。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　いろんな意味でまだ活用されているということであれば、それなりの措置はしていかなければいけないと思うのですけれども、いずれこれがいろんな形で経費を要してくるということも考えれば、次年度に向けてはきちんとクローズするなり、そこの建物の維持管理そのものを全体的にどういうふうにしていくかということについては、真剣に考えていかなければいけない時期ではないかというふうに思いますので、お考えをいただきたいと思います。

　　それから、次に７款の商工費でありますけれども、観光費で、すみません、康楽館費です。11節の需用費のところで修繕料46万3,000円が措置されています。これは、説明では役者住宅のあるブロック塀の修繕だというふうに伺いましたが、当初の説明では、町が抱えている公共施設についてのブロック塀については安全が確認されたというふうに、これ以外についてはあと問題がないのだというご説明でありましたけれども、教育委員会のほうにお尋ねしたいのですが、子供たちが通学している通学路等についての安心・安全ということは、全町的に点検をされた結果、どういうことが感じられたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君）　子供たちの通学路については、７月18日に町内全部を回って点検いたしました。通学路上ではブロック塀３カ所ありましたが、いずれも個人宅というところでしたので、学校のほうには子供たちに注意喚起ということで、指導をお願いしました。あわせて、巡回したときに藤倉団地、若葉町というような、住宅が込み合っているところのブロック塀が大変多くて、そのところでのブロック塀があるというところもお知らせしながら指導をお願いいたしました。

　　あわせて、社会教育施設、教育委員会が所管しているものについても点検をいたしました。郷土館の正面入って右手の民家側についたところが、ブロックにタイル調のレンガというのを張りつけたものでしたが、建築法上の高さとか長さとかというところの基準を満たしておりましたので、安全を確認しました。所管ではないのですが、マリア園の正面の入口の右手側のところもちょっと調べましたが、あそこはブロックにレンガ調のブロックというのを積んでいる構造でした。それは鉄骨が入って、それも建築基準法上、適合していまして、そちらのほうも安全を確認いたしました。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　町長にお尋ねしたいのですけれども、公共施設等については特に問題がないというふうな考え方のようですが、私は安心・安全を守っていくということになれば、いつ何が起きるかわからないというふうに思うわけです。そこで、隣の市では民間のものについても、危険なものは除去するなり修理をする必要があるということで、補助制度もつくって議会に提案されているようですけれども、町長には今後そのような施策を考えるというふうなことはどのようにお考えですか。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　まず、公共施設については対応させていただきました。ただ、あと残っているのは民間の建物ということでありますので、来年度の当初予算で対応できればと思っておりますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　いずれ何らかの形で手を打っていかなければいけないというふうに私は思います。ですから、来年度４月まで待つのが本当にいいのか、まだ下半期６カ月あるわけですので、12月なり３月なりの適当な時期に補正でも組まれて、早く手を打つというふうなことも含めて、やはり真面目に考えていただきたいなと思います。

　　特に、私は先ほど教育委員会から説明あったように、民間のものでも相当危険でないかなと、もう傾いているようなブロック塀が、かなりの高さのものがはっきり言ってあります。私も車で結構通っていますが、これがぐらぐらっときたときに、この塀が崩れてきて車がぺっちゃんこにされるのでないかなと思うぐらいの危険な状態がありますから、やはり民間の力だけでそれをやれというのは、私は非常に無理があるだろうと。いささかでも町が施策的にそれを援助していくと、支えていくというふうなことも必要だと思うわけですから、ぜひ真面目に検討していただきたいというふうに思います。

　　議長、もう一つよろしいですか。

○議長（目時重雄君）　はい、どうぞ。

○１０番（小笠原憲昭君）　では、観光費の関連でもう一つお尋ねしたいのですが、康楽館の入り口のところの下のタイルですけれども、レンガ状のタイルが剥がれている箇所があるというふうに思うわけですが、あれはどこが管理して修理しなければいけないのでしょうか。ここの修繕費はそういうものが計上されていませんが、どう考えておられますか。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（伏見俊一君）　今ご指摘の点につきましては、建設課の管理となっております。ご指摘のように一部レンガが剥がれる、浮き上がるというふうなことは承知しております。一度に直すのは大変お金がかかるわけですので、悪いところから順次手をつけていきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　これから観光客がどんどん来られる時期だろうと思いますし、手を加えるのであれば早目早目にすぐ手を打たれるべきではないかなというふうには私は思います。

　　それから、明治百年通り散策していますと、歩道の側にベンチが相当数設置されているわけですけれども、あのベンチも康楽館に近いところは確かに座っていられる状態だと思います。ところが、その康楽館から離れて両サイドのほうに線路側に設置されているわけですが、鳥のふんか何かわかりませんが、縦じま模様にもうみんなついている。そういう状況が春先からずっと放置されているというふうな感じがします。何か以前にもどなたかがそういうことを指摘されてきたようですけれども、観光地としてあれだけの設備をし、百年通りを大々的に売り出しながらああいう状態を放置しているということは、本当にこれで観光立町という考え方で町が成り立っていくのでしょうか。その辺、町長からお考え聞きたいと思います。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　議員に指摘されまして、大変申しわけなく思っております。自分もその辺、ベンチあるのはわかっていましたけれども、そのベンチの上まできちっと見ておりませんでしたので、今後も時間を見つけながら、百年通りばかりではありませんけれども、めぐって点検したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　余りぐたぐた言いたくないわけですけれども、いずれにしても私はかねがね、公共施設に関しては適正な管理をするべきだということを述べてまいりました。それは、どなたが来られても、やはりこの町はきれいでいい町だなというふうに思っていただける、さらには町民が安らぎとか安心感を抱けるような、そういうまちづくりをしていただきたい、そういう思いで申し上げているわけですから、やはり日常の点検なり、どういうまちづくりをしていけばいいかということを、よく目を届くように、自分がやるのでなくて、やはり部下にもきちんと指示をしながら、そういう気持ちで業務をさせるべきだと、私はそう思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ありませんか。

○８番（成田直人君）　総務費の９目町史編さん費の普通旅費の関連です。これ福岡の久留米のほうに行かれるということで２人分。ということは１人当たり８万3,000円。まるで弾丸ツアーで行くような内容かなというふうに勘違いするような感覚なのですが、この辺ちょっと説明いただければありがたいです。

○議長（目時重雄君）　室長。

○町史編さん室長（亀沢　修君）　今回の旅費につきましては、町史を今編さんして作業を進めている中で、この資料がもっと必要だというようなことが出てきているので、それぞれ調査についての旅費を今手当てしている状況にあります。

　　今回の場合は、新しく発見されてきた資料ということで紹介いただいたものなのですけれども、よくご存じの八甲田山の雪中行軍の弘前連隊の実際の資料が、久留米市にあります陸上自衛隊の幹部候補生学校というところに今収蔵されたという情報を聞きまして、そこに調査に行ってこようというものになります。できるだけ短時間で進めようということで２名ということにしております。今の町史にはその辺が、まだ当時は資料が余り出ていなかったので詳しく書かれていないのですけれども、弘前連隊は弘前市から黒石市近辺を通って、十和田湖の元山峠を越えて銀山に泊まって、そこからいわゆる死の雪中行軍とは逆コースで青森へ十和田を通って行っているということもあって、それが新しい情報として資料化できないかどうかということで、調査に行きたいというものになります。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（成田直人君）　内容についてはわかりました。１人８万3,000円の内容、果たしてそれで大丈夫なのかなという心配があるので、これも質問したところです。

○議長（目時重雄君）　室長。

○町史編さん室長（亀沢　修君）　本当に短時間で集中的にやってこようということで、ほとんどが旅費の、どうしても久留米なので飛行機で行かなければいけないということで、それでまず何とか１日半くらいで行ってこようという、一応計画であります。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（成田直人君）　わかりました。１泊してこられるということで、そういう点からするとかなり格安のツアーだなというので感心しております。

　　それから、これは町長にかかわる部分なのですが、ここ数年海外への渡航が幾度か行われていると。それは、一つは台湾であったり、またあるいは秋田県知事と同伴されて大連のほうに行ったりとか、そのほかにも北前船の関連であちこち行かれております。今回、補正にのっているのは秋田県の町村会ということで、12の町村の首長さんたちと勉強されるということなわけですが、以前皆さんのほうからもお話のあった件で、こういう大きな旅行といいますか、例えば海外に行った場合は、どういう目的で何を行いたくて町長は視察研修をされるのかという点で、いろいろとお話があったことがあったわけです。それを受けて、やはり町民に対する説明会、報告会なるものが必要なのではないのかという議員の意見をもとにしながら、町長、以前には、あれは何年前でした、３年前か４年前だったか、やられておられるわけですが、やはり現在インバウンドの関係とか、町民の方々も相当な理解はされておられるとは思うけれども、そのインバウンドを取り込むための手段を町としてどうするかとか、その辺のこれからの事業のあり方というものは、町民の皆さんに説明されてしかるべきだと私は思います。やはりそうした内容については、以前行ったように報告会なるものを、これは開催するべきではないかなと思うわけですが、町長はその辺をどう考えていらっしゃいますか。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今回も予定といたしましては、11月４日の日曜日から11月10日まで、町村会といたしましてはカンボジアとタイに行く予定になっております。タイにおいては知事とのトップセールスと同行することになっております。そういう中で、経済、産業、文化というところを、自分としても町村会としても見聞きをしながら見聞を広げていきたいと思います。また、それについて町でどういう形でできるやら、そういうものも、もしできれば勉強してきたいと思っております。

　　また、帰ってきてからはきちっと報告会を開かなければならないと自分も思っておりますので、それはきちっとやる予定にしております。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（成田直人君）　ぜひお願いをいたしたいなと思います。知事との関連もあるということではありますけれども、今回行った、あわせて大連の内容についても報告していただければ町民の方々、理解が深まるのではないだろうかと思いますし、必要に応じては台湾の件も、これまで２回ほどは行っていらっしゃると思いますが、そうしたものもあわせて、できれば冊子のようなものにしながらやっていくのも一つかなと思いますけれども、ぜひその辺のところもお考えいただいて行っていただきたいと思います。

　　終わります。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

　　４番。

○４番（亀田利美君）　町史の編さん室のほうでちょっと関連して。どのぐらいの作成の進捗率、進捗はどのくらいなのか。また、これからもそういう調査がいろいろ必要になってくると思うのですが、今進捗率はどのぐらいなのか教えてください。

○議長（目時重雄君）　室長。

○町史編さん室長（亀沢　修君）　まだ進捗率というところまで詳しい数字というのは、なかなか難しいところがあるわけなのですけれども、まずは今それぞれの担当が決まり、それぞれ分担をして執筆に入っているということです。ほとんどの編さん委員あるいは協力員の方々が今、資料収集にちょうど当たっているということで、それらの事務、例えば著作権関係だとか、資料収集している方にいろいろお断りするというような作業も、今、事務方のほうでは行ったりしています。まずは、最終的には今年度中にある程度の原稿を出していただくというところまで今来ている段階です。その後、さまざま手直し等が入ってくるので、今のところ平成32年中というのを目標にしていますので、それに向けては順調に進んでいる状況です。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　この件についてよくわかりました。余り、いろいろと調べもしなければならないでしょうけれども、ぜひともいい町史をつくっていただきたいと思います。

　　それから、もう一点いいですか。農林水産業の農業振興の19節補助金、これについて、飼料用米の作付支援事業マイナス120万円と減額になっていますけれども、これは飼料米から主食米に移行したと、そういうふうに捉えていいのでしょうか。そして、その面積はわかるのだけれども、何軒ぐらいの農家がこういうふうな減額になったのか、わかる範囲でいいですけれども、教えてください。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　こちらのほうの飼料用米の作付から、基本的には飼料用米も若干ふえているかと思いますけれども、基本的にはソバのほう、こちらのほうに移行されている方が多かったと。したがいまして、今回補正の中で水田利活用向上事業とか戦略作物種子購入等こちらのほうの事業、こちらのほうが増額補正という形で対応させていただいたということが今回、ことしの傾向かなというふうに考えております。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　じゃ、これは飼料用米は前年度大体同規模ぐらいということでいいのですか。もしあれだったら、こういうふうに紛らわしい飼料用米というふうな書き方しないで、別の補助なら別の補助でつくってあげてもらいたいと思います。これを見る限りでは120万円、飼料米、補助金減額ということですので。やはり減反政策もなくなったところで主食米のほうに移行しているのかなと、そういうふうな判断してしまいますので、その辺はもし内容がわかれば、今ここでわからなければいいけれども、そういうふうな説明の仕方をしていただければありがたいと思います。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　飼料米の作付につきましては、こちらのほうでちょっと、当初の予算で見ていたところから、これはあくまで予想という形での当初の予算ですけれども、それからしますと、実際に今回の作付で確認できたところが86haということでしたので、当初の規模は110ぐらいかなというふうに見ていた関係がありますので、そうすると24ha分が当初の見込みよりも減っているということがございます。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　昨年度の実績だとどうですか。昨年度の実績は。飼料米の面積。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　すみません、今手元にそちらの資料がありませんので、後でおしらせします。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ありませんか。

　　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第66号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６７号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第３、議案第67号　平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第67号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６８号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第４、議案第68号　平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　１つだけ教えていただきたいと思います。

　　歳出の関係で、介護サービス等諸費の負担金が436万円というふうに増額されております。この中で説明が、たしか要介護者の認定の件数が増加したのだと、そんな説明だったように思うのですが、このサービスの中身がどういうふうなものがふえてきているのか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君）　新規の認定者の方々がふえておりますことに伴いまして、在宅の給付、いろんな形での見込みとして、まず今年度ふえるだろうというふうに現在は予想しておりますし、それから在宅、施設含めまして、ことしの４月から介護報酬の改定が行われたと。それにさまざまな加算、そういったものがつきましたので、そういった部分で予算が不足になるということで、今回補正予算を提出をさせていただいたという状況でございます。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　非常にわかりにくい説明なわけなのですけれども、件数がふえたということは、額が改定されたということはわかりましたが、どういうふうなサービスが最近件数として多いのかと、そういうふうな中身の少し説明いただけないでしょうか。

○議長（目時重雄君）　福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君）　具体的に申しますと、通所のサービス、例えばデイサービスの部分、そういった事業に係る給付分、それから訪問介護の部分も若干、去年に比較して伸びている状況でございますので、そういった事業にかかわるサービスの量がふえたというふうにご理解いただければというふうに思います。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第68号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６９号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第５、議案第69号　平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第69号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

　　休憩いたします。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１０時５４分

○議長（目時重雄君）　再開いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第７０号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第70号　教育長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第70号　教育長の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　教育長の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、議会の同意を得て、特別職として任命することになっております。

　　当町の教育長であります熊谷隆益さんは、平成30年10月６日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、熊谷隆益さんを引き続き教育長の適任者と考え、提案申し上げるものでございます。

　　熊谷さんは県立高等学校において38年の長きにわたり奉職され、その後、平成23年からは当町教育委員会委員長として小中一貫教育の実施や小中高連携による教育の具体化など、小坂町ならではの教育環境の整備に尽力していただいております。また、現在、秋田県教育委員会において協議されている鹿角地域の高校再編につきましては、小坂高校の校長を務めた経験、教育長としての町の児童・生徒の状況把握と町の将来を見据えた立場から、適切な助言をいただいております。さらに、就学前児童の保育・教育のあり方等についても、ことし７月に実施した町の機構改革において、児童保育に関する業務を町長部局から教育委員会事務局に移管し、町独自のシステム構築に向けて手をつけ始めたところであります。

　　このように、現在、町が進めている施策の実現に向けて、私にとってはなくてはならない人であります。熊谷さんは学校現場に精通されており、教育行政の識見も豊富であり、人格、識見、経験ともに教育長として適任者であると確信いたしております。

　　なお、任期は平成33年10月６日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第70号を採決いたします。

　　この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますから、議案第70号は投票による表決の方法で行います。

　　この採決は無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、議案第70号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

　　直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君）　ただいまの表決権を有する出席議員は11人であります。

　　お諮りいたします。

　　小坂町議会会議規則第31条第２項の規定により、立会人には、４番、亀田利美君、５番、栗山忠三君の２人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、ただいまの２人を立会人に指名いたします。

　　投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君）　投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　配付漏れはないものと認めます。

　　投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君）　異状はないものと認めます。

　　念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

　　なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の２の規定により、否とみなします。

　　ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはないものと認めます。

　　投票を終わります。

　　これより開票を行います。立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（目時重雄君）　投票の結果を報告いたします。

　　投票総数11票、うち賛成４票、反対７票であります。

　　以上のとおり、反対多数であります。

　　よって、本件は同意しないことに決定いたしました。

　　議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

────────────────────────────────────────────

◎議案第７１号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第71号　小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第71号　小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　当町の教育委員であります小田桐昌善さんは、平成30年９月30日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、小田桐昌善さんを引き続き委員の適任者と考え、提案を申し上げるものでございます。

　　小田桐さんは、平成21年から教育委員の任にあり、その活動実績は高く評価されており、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

　　なお、任期は平成34年９月30日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第71号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますので、議案第71号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第71号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第７２号の上程、議案第７２号～議案第７６号の一括説明、議案第７２号の採決

○議長（目時重雄君）　日程第８、議案第72号　小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　今、議案第72号については職員から朗読させました。この後、町長から提案理由の説明があるわけですけれども、これを72号から76号まで、町長から一括の説明をお願いいたします。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第72号から議案第76号　小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

　　小坂町情報公開審査会の委員の選任につきましては、小坂町情報公開条例第13条第３項に規定されているところでございます。

　　このたび小坂町情報公開審査会委員の任期が平成30年９月30日をもって満了となりますことから、議案にありますとおり、伊藤智子さん、青島達也さん、花田洋二さん、葛西壽さんにつきましては、引き続き委員の適任者と考えることから再任を提案申し上げるものでございます。熊谷敏さんにつきましては、新たな委員として適任者であると考えることから、提案申し上げるものでございます。

　　熊谷敏さんには、お仕事や地域活動で培われたこれまでの経験を生かして、審査会の委員として活動していただけると確信しておりますし、再任を提案申し上げる各氏におかれましても、これまでの委員活動はもとより、人格、識見、経験ともに申し分のない方々だと確信いたしております。

　　なお、任期は平成32年９月30日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第72号を採決いたします。

　　この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますから、議案第72号は投票による表決の方法で行います。

　　この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、議案第72号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

　　直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君）　ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

　　お諮りします。

　　小坂町議会会議規則第31条第２項の規定により、立会人には、６番、宮信君、７番、小笠原正見君の２人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、ただいまの２人を立会人に指名いたします。

　　投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君）　配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　配付漏れはないものと認めます。

　　投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君）　異状はないものと認めます。

　　念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

　　なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の２の規定により、否とみなします。

　　ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票を願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはないものと認めます。

　　投票を終わります。

　　これより開票を行います。立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（目時重雄君）　投票の結果を報告いたします。

　　投票総数11票、うち賛成８票、反対３票であります。

　　以上のとおり、賛成多数であります。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

　　議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

────────────────────────────────────────────

◎議案第７３号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第９、議案第73号　小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第73号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないようでありますので、議案第73号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第73号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議ないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第７４号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第10、議案第74号　小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第74号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないようでありますので、議案第74号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第74号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第７５号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第11、議案第75号　小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第75号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないようでありますので、議案第75号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第75号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第７６号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第12、議案第76号　小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第76号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないようでありますので、議案第76号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第76号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第７７号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第13、議案第77号　固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第77号　固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第77条に規定されているところでございます。

　　当町の固定資産評価審査委員会の委員であります亀田範夫さんは、平成30年９月30日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、亀田範夫さんを引き続き委員の適任者と考え、提案申し上げるものでございます。

　　亀田さんは、仕事柄町内の土地等について精通され、平成21年から固定資産の評価額等について審査してきていただいており、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

　　なお、任期は平成33年９月30日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第77号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますので、議案第77号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第77号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第７８号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第14、議案第78号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第78号　人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

　　人権擁護委員であります栗山鉄志さんは、平成30年12月31日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、栗山鉄志さんに引き続き当町の人権擁護委員として活動していただきたく、提案申し上げるものでございます。

　　栗山さんは、平成28年から人権擁護委員の任に当たり、現在１期目で地域住民からの信頼も厚く、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信しております。

　　なお、任期は平成31年１月１日から平成33年12月31日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないものと認めます。

　　これより議案第78号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないようでありますので、議案第78号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第78号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第15、陳情第６号　消費税増税10％引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書についての報告を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第６号　消費税増税10％引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　消費税10％引き上げ中止を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情不採択の理由。

　　消費税増税については平成24年８月に社会保障と税の一体改革関連法が成立しております。現行の社会保障制度を安定し、継続していただくためには、消費税の引き上げもやむを得ないものであります。また、消費税の８％から10％の引き上げについては、国において経済、財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、税率の引き上げの前に経済状況等を総合的に勘案した上で、税率の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずるとのことであります。

　　よって、当委員会は賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　本陳情につきましては、私は、委員長は不採択という委員会報告をしたわけでありますが、陳情の趣旨にあります今の国民の状況、厚労省が発表した全労働者の実質賃金が平成29年度から９年連続減少している問題、また、個人消費も４年連続で平成29年度は前年度比3.9％減少している問題、こういう国民生活の実態、また高齢化の中で増税と年金カット、医療・福祉の費用増大、こういう状況があるということをしっかり踏まえて対応すべきだと。委員長報告の中では、国の財政状況の激変にも柔軟に対応する税制のための税の引き上げが必要だというふうに主張しておりましたけれども、国が財政運営に柔軟に対応するために国民の生活が膠着してしまっては何もならない。これは本末転倒であろうというふうに思うわけであります。したがって、陳情が求めている平成31年10月の消費税10％への引き上げは、まず中止をすべきだろうというふうに思って討論に参加をいたしました。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第６号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

　　よって、小坂町議会先例集第104項により陳情の原案について採決いたします。

　　この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君）　起立少数であります。

　　よって、陳情第６号は不採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第７号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第16、陳情第７号　食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しを求める陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔産業教育常任委員長　亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君）　陳情第７号　食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しを求める陳情についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しをするよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　食糧の安全・安心を図り、生産者や消費者の求める品質を重視し、不利益にならないための法律の整備は不可欠であります。よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第７号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第７号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第５号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第17、意見書案第５号　食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しを求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第７号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第５号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第５号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君）　日程第18、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

　　議会運営委員会の委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

　　お諮りいたします。

　　運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

　　これをもって平成30年第５回小坂町議会定例会を閉会いたします。

　　ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１１時５７分